

鳥栖市不良住宅空家除却費補助事業について

1 目 的

安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、快適な住環境を提供するため、不良住宅の空家の除却に要する費用の一部を補助することにより、空家対策とあわせて地域活性化・定住促進に資することを目的とします。

2 対象建築物

次の要件をすべて満たす建築物を対象建築物とします。

- ① 鳥栖市内にあること
- ② 空家（現在、使用されていない）であること
- ③ 不良住宅（住宅地区改良法に基づく）であること

3 対 象 者

次の要件のいずれかに該当する方を対象者とします。ただし、暴力団関係者及び他の権利者からの同意を得られない方は除きます。

- ① 登記簿（未登記の場合は固定資産関係資料）上の所有者
- ② ①の相続人
- ③ ①又は②の方から、対象建築物の除却について同意を得た方

4 対象工事

次の要件をすべて満たす工事を対象工事とします。

- ① 鳥栖市内業者（法人・個人）に請け負わせる除却工事であること
- ② 建設業の許可を受けた者が行う除却工事であること

5 補助要件

次の要件のいずれかに該当する場合を補助要件とします。

- ① 建築基準法上の接道要件を満たしていない敷地の対象建築物を除却する場合
- ② 対象建築物を除却し、除却跡地が地域コミュニティ広場等として5年以上無償で地域（地元自治会等と管理協定締結）に供される場合
- ③ 対象建築物を除却し、除却跡地に住宅が再建築される場合

6 補助金額

次の①又は②のいずれか少ない額とし、上限額は50万円とします。

- ① 補助対象建築物の除却工事に要する費用の5分の4
- ② 国土交通省が定める標準建設費の除却工事費（毎年変動）

7 そ の 他

対象建築物除却後、地域コミュニティ広場等として無償で地域に供される場合は、その間の固定資産税・都市計画税を申請により全額免除します。